



お知らせ版

INFORMATION

令和2年
11/20
No.233

発行／大子町 編集／総務課〒319-3526 久慈郡大子町大字大子866

TEL 0295-72-1114 FAX 0295-72-1167 HP <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>

第29回奥久慈大子まつり ONLINE 開催中

「奥久慈大子まつり」は例年、文化福祉会館「まいん」駐車場を会場として開催していましたが、新型コロナウイルスの収束の兆しが見えない中、一同に会する形での開催は難しいと判断しました。

そこで、少しでも大子町の活力となるよう開催形態を変更してインターネット（Web）を活用した新たな形態として発信しています。

YOSAKOI、大子中学校吹奏楽部による演奏、アーティストによる音楽配信、特産品やクラフト作品の販売等、12月12日（土）まで開催していますので、右のURLからぜひ御覧ください。



<https://daigofes.online>

問合せ 奥久慈大子まつり実行委員会 TEL 76-8025

新型コロナウイルス感染症によるストレスからこころの健康を守りましょう

新型コロナウイルス感染症対策によって、私たちの生活は大きく変化し、新たなストレス要因が生まれています。こころの不調は自分では気付きにくいので、「少し疲れているだけ」などと見過ごしてしまうと、うつ病などのこころの病気に進展してしまうことがあります。新型コロナウイルス感染症の予防に留意しながら、こころの健康にも気を配っていきましょう。

町では、月に1回、「こころの相談」を実施しています。不安や悩みなど、こころに関する相談をお受けしていますので、お気軽に御相談ください。詳しい日時などは、健康増進課へお問い合わせください。

大子町ホームページに関連動画が公開されています。右のQRコードから、アクセスしてください。



問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

新庁舎建設に伴う進入路整備工事

北田気区において「新庁舎建設に伴う進入路工事」を次のとおり実施します。

工事期間中、近隣の方や利用者の方には、道路の交通規制など御迷惑をお掛けしますが、通行の安全に十分配慮し工事の早期完成に努めますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いします。

●工事期間

令和2年11月下旬～令和3年3月下旬

●工事内容

新庁舎進入路整備工事

●工事場所

大子町営研修センター下 北田気霊園付近

問合せ 総務課庁舎建設準備室
TEL 76-8011

中央公民館に公衆無線LANを設置

この度、中央公民館のロビーに、来庁者の利便性向上を図るため、無料の公衆無線LAN（Wi-Fi）を設置しましたので御利用ください。

1人当たりの利用可能時間は1日2時間で、SNS認証方式となっています。

なお、この機器は移動式で、災害時には、避難所に移設し、避難者の情報インフラを確保するためにも利用します。

問合せ 総務課総務担当
TEL 72-1114

防災士資格取得補助金制度の創設について

地域における防災の担い手となる「防災士※」の養成を促進し、もって災害に強いまちづくりに資するため、その資格を取得する方に対し、補助金を交付します。

※特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」）による認証及び登録を受けた方

●対象者

町内に住所を有し、かつ、次のいずれにも該当する方とする。

- ①地域における防災の担い手として自主防災組織等に所属し、又はその活動に参加する意思のある方
- ②防災士の資格を有する旨の情報を町長から消防本部、消防団、自主防災組織等に提供することについて同意する方

●補助対象経費

- ①機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修講座の受講料
- ②機構が発行する防災士教本の代金
- ③防災士資格取得試験受験料
- ④防災士認証登録申請料

●補助金の額

補助対象経費の全額（30,000円を上限）

例：いばらき防災大学11,500円（受講料無料、教本代3,500円、受験料3,000円、認証登録申請料5,000円）

●申請に必要なもの

- ①防災士認証状及び防災士証（顔写真の面）の写し
- ②補助対象経費の支払を証する書類の写し

申請・問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114

F Mだいのより良い受信方法について

F Mだいは、町内に4か所の送信所を設置し、大子送信所（奉行平霊園）、高柴送信所（生瀬小学校）から10ワット、町付送信所（県道石井大子線分岐の近く）、頃藤送信所（長福寺の近く）から5ワットで放送しています。

コミュニティF Mは、他のラジオ放送と比べて電波発射出力が小さいため、中継局から離れた地域では受信状況が芳しくないことがあります。より良い受信状況にするためには、いろいろな方法がありますが、一般的な改善方法を御紹介します。

●建物内で受信状況が良い場所を探しましょう

- ・送信所の方向にある部屋
- ・できるだけ窓際に近いところ
- ・庭などに障害物が少ないところ
- ・できるだけ高いところ

※F M電波は、同じ場所でも1m程度移動することで、受信状況が大きく変わります。

●アンテナの向きを変えてみましょう

- ・ラジオのアンテナロッドを伸ばし、よく電波が入るところを探しましょう。
- ・F Mの電波は横方向に発射されるので、アンテナは垂直よりも水平に伸ばした方が、電波が入りやすくなります。ただし、地形や建造物の影響により、横方向の波の向きが変わることがありますので、アンテナの角度をいろいろと変えてみましょう。

●ノイズの発生を抑えましょう

電子機器の仕様により、建物内にノイズ電波が生じている可能性があります。F M電波はノイズに影響されるため、極力ノイズを拾わないように工夫してみましょう。

●以上の方法を試しても、雑音がひどいとき、放送が全く聴き取れないとき。

町では、受信状況の改善のため、屋内用のT型簡易アンテナを配付しています。また、屋内アンテナで受信状況が改善されない場合は、屋外アンテナの無償給付を実施しています。受信状況の改善については、総務課へ御相談ください。

問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114

令和元年東日本台風により損壊した家屋の解体・撤去について

町では、令和元年東日本台風により損壊した家屋（半壊以上）について、生活環境の保全及び被災者の生活再建支援を目的とした令和元年度災害廃棄物等処理事業（公費解体）を実施しています。事業概要及び申請期限については次のとおりです。

- 対象家屋等 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の、り災証明書（事業所用を除く。）が発行された専用住宅又は住居面積50%以上の併用住宅（借家、貸家、アパート等は対象外です。）
- 費用 解体及び撤去費用は町が全額負担
- 申請期限 令和3年1月12日（火）まで
- その他
 - ・修繕等や一部のみの解体では対象となりません。
 - ・物置や塀等の附属物は原則対象となりません。
 - ・現地調査にて対象の判断をする場合があります。

問合せ 生活環境課 Tel 76-8802

農業用ハウスの強靱化を行いましょう

近年、農業用ハウスに甚大な被害を与える自然災害が多発していることから、県では、農業用ハウスの新設や再建等に活用可能な支援策の補助対象を、風速36m/s以上に耐えられる強度のハウス（強靱化ハウス）に限定して支援していくこととしました。

また、補強対策や支援策については「茨城県農業用ハウス災害被害防止マニュアル」にまとめていますので、県北農林事務所企画調整部門ホームページ等を御参照ください。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/hokunourin/kikaku/kikaku/index.html>)

なお、万一被災した場合に備えて、園芸施設共済や収入保険制度等への加入を併せてお願いします。

問合せ 茨城県県北農林事務所 企画調整部門 企画調整課 Tel 0294-80-3301

大子町の放射線量測定情報

放射線モニタリング情報（空間線量の測定結果）
※原子力規制庁提供情報

1時間当たりの空間放射線量

【マイクロシーベルト（ μSv ）】

観測場所	大子町役場
観測日・観測時間	観測値（ $\mu\text{Sv/h}$ ）
10月 1日 正午	0.053
10月15日 正午	0.050
10月30日 正午	0.050

※参考

一般の人の年間追加被ばく量は、1mSv（ミリシーベルト）と基準があり、毎時当たりの空間線量率に換算すると、「0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 」が国（環境省）が定める基準となります。

この数値の環境下で1年間過ごした場合に、1mSvに到達することになります。

問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114

大子町の住宅用火災警報器設置率

住宅用火災警報器は全ての住宅に設置が義務付けられています。

令和2年7月1日現在、大子町の住宅用火災警報器設置率は44%、条例適合率は20%で、共に全国ワースト4位でした。

住宅用火災警報器は、就寝中の火災に気付き逃げ遅れを無くすために寝室に設置するものです。寝室が2階にある場合は、寝室及び階段上部にも設置してください。

問合せ 消防本部予防課 Tel 72-0119



大子町国民健康保険歯科健康診査

大子町国民健康保険では、令和2年度から無料の歯科健康診査（歯周病検診）を実施します。生涯にわたりお口の健康を保つために歯科健診を受けましょう。

対象となる方は、年度末の年齢が40・50・60・70歳の大子町国民健康保険の被保険者です。

- 対象者** 大子町国民健康保険の被保険者で以下の生年月日の方
 - ・昭和25年4月1日～昭和26年3月31日生まれの方
 - ・昭和35年4月1日～昭和36年3月31日生まれの方
 - ・昭和45年4月1日～昭和46年3月31日生まれの方
 - ・昭和55年4月1日～昭和56年3月31日生まれの方
- 実施期間** 令和2年11月2日から令和3年2月26日まで
- 健診場所** 大子町歯科医師会に所属の歯科医療機関
※対象者に送付された受診券の裏面に記載されています。
- 受診方法** 受診を希望する方は、実施歯科医療機関に大子町国民健康保険歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をした上で、受診券と保険証、歯ブラシを持参して受診してください。
※休診日等により実施できない場合がありますので、事前に御確認ください。

問合せ 町民課国保年金担当 TEL 76-8125

インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

今年度から「年度末年齢18歳（高校3年生相当）以下の方」及び「身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を有する方（定期接種該当者及び年度末年齢18歳以下を除く。）」まで助成を拡大しています。町では、インフルエンザの予防接種を受けた方に費用全額を助成しています。

- 対象期限** 接種日が令和2年10月1日～令和3年1月31日
（12月中旬頃までに接種するのが望ましいとされています。）
- 対象者** 町内に住民登録があり、次に該当する方
※9月30日時点で65歳以上の方には、9月28日に予診票を郵送しています。
※区分B、Cに該当する方が町内医療機関で受ける場合は、医療機関に予診票が設置してあります。

区 分	対象年齢	助成回数
A (定期接種)	65歳以上の方	1回
	60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重度の障害（1級）を有する方（身体障害者手帳を提示）	1回
B	妊婦の方（母子健康手帳を提示）	1回
	小学6年生までのお子さん	2回（2回目まで）
	中学1年生から年度末年齢18歳までのお子さん	1回
C	区分A及び区分B以外で身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を有する方（各手帳を提示）	1回

以下に該当する方は、予診票を交付しますので健康増進課へお問い合わせください。

- ・60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重度の障害（1級）を有する方
- ・令和2年10月1日～令和3年1月31日の間に65歳になる方
- ※区分Aに該当する方で、県内、那須郡市医師会（那須町・那須塩原市・大田原市）、南那須医師会（那須烏山市・那珂川町）、塙厚生病院、東館診療所、木村医院以外の医療機関で接種する場合、依頼書を発行します。また、償還払いとなりますので、事前に健康増進課へお問い合わせください。
- ※区分B、Cに該当する方で、町外の医療機関で接種する場合、償還払いとなります。接種の際に一度全額を支払い、後日、領収書、印鑑、通帳等を健康増進課に持参し、請求してください。申請期限は、令和3年3月31日までです。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

介護用品購入費助成事業

介護用品を使用している高齢者や障がい者（児）の経済的負担を軽減するため、購入費の助成を行います。

- 受付期間** 令和2年12月1日（火）～令和3年1月8日（金）
※土日・祝日、年末年始休業日は除く。
- 必要書類**
 - ①介護用品購入費助成事業申請書（窓口備付）
 - ②領収書 ※令和2年1月1日～令和2年12月31日までのもの
※領収日、対象となる介護用品の明細及び販売店名があるもの
 - ③申請者名義の金融機関口座通帳
 - ④認印
 - ⑤介護保険被保険者証・障害者手帳など ※上限額判定のため確認します。
- 対象者** 町内に住所を有し、かつ、介護保険施設（※1）に入所していない方で、次のどちらかに該当する方
 - (1) 65歳以上の方
 - (2) 65歳未満の方
 - ①要介護（要支援）認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方
 - ③指定難病の方（難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいた難病の方）

※1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
（ただし、以上の施設から医療機関へ一時入院中に購入した介護用品は対象）

※2 年齢、手帳取得等の基準日は令和2年1月1日です。
- 対象となる介護用品**
 - ①紙おむつ ②尿とりパット（軽失禁用は除く。） ③使い捨て手袋 ④清しき剤
 - ⑤ドライシャンプー ⑥おしりふきタオル ⑦介護シート
- 上限額** 要介護5の方：100,000円 そのほかの方：72,000円
※介護度は令和2年1月1日を基準日とします。
※身体障害者等級1級、指定難病、障害者支援区分6、療育手帳マルAの方は介護5と同等とします。
※宅配事業を併用の方は、上記金額から宅配利用額を差し引いた額が上限となります。
- その他**
 - ・亡くなった方の申請は随時受け付けます。
 - ・カタログから注文する「宅配事業」も併せて利用することができます。

申請・問合せ 大子町社会福祉協議会 TEL72-2005

400mL献血

- 日時** 12月3日（木）
10:00～16:00
- 場所** 大子町役場 旧売店前
- 対象者**

男性：17～69歳※、女性：18～69歳※の体重50kg以上の健康な方
※65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限ります。
- 持参するもの**
 - ・献血手帳又は献血カード（お持ちの方）
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証など）

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

障害者の法定雇用制度の引き上げ

令和3年3月1日から、障害者の法定雇用率が引き上げになります。

- ・民間企業…2.2%→2.3%
 - ・国、地方公共団体等…2.5%→2.6%
 - ・都道府県等の教育委員会…2.4%→2.5%
- 全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

問合せ ハローワーク常陸大宮
TEL0295-52-3185
茨城労働局職業対策課
TEL029-224-6219

令和2年分の税の申告について

令和2年分の所得税、復興特別所得税及び町県民税の申告期間は、2月中旬から3月中旬までです。税の申告は、所得税の納付や還付を始め、町県民税の算定等の基礎資料となりますので、申告が必要な方は期間中に必ず行ってください。具体的な申告期間や申告会場等については、後日お知らせします。

●申告に必要な書類の事前準備

申告に必要な「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」は、申告者が事前に作成することになっています。領収書等を確認した上で所定の様式で作成してください。様式は国税庁のホームページからダウンロード又は税務課窓口で入手することができます。

・事業収入（農業、営業等）のある方・・・令和2年分収支内訳書

・医療費控除を受けようとする方・・・令和2年分医療費控除の明細書又は医療費通知書

※申告会場には記載台を設けません。「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」が作成できていない場合は申告の受付ができませんのであらかじめ御了承ください。なお、特別な事情により書類の作成ができない場合は、事前に御相談ください。

●会場以外での申告方法

新型コロナウイルス等の感染症予防策の一環として、申告会場の混雑緩和を図るため会場以外での申告手続を御検討ください。

▽郵送による申告

・パソコン等で申告書を作成して郵送する場合

国税庁のホームページで申告書を作成、プリントアウトした申告書を郵送

・手書きで申告書を作成して郵送する場合

国税庁のホームページからダウンロード又は税務課窓口で申告書を入手し、手書きで作成して郵送

▽データ送信による申告

・パソコン等で申告書を作成、データ送信する場合

※申告書をデータ送信する場合は事前の準備が必要です。詳細は右ページの「税務署からのお知らせ」又は国税庁のホームページを御覧ください。

●ID・パスワードの発行会

パソコンやスマートフォンでの申告手続に使用できる「ID・パスワード」は、通常、税務署で発行されますが、今回、大子町でも会場を設置して受付を行います。この機会にぜひ御利用ください。詳細は右ページの「税務署からのお知らせ」を御覧ください。

なお、前回、町の申告会場で「利用者識別番号」を取得した方は、手続をすることで「利用者識別番号」と「暗証番号」を、そのまま「ID」と「パスワード」に移行することができます。

問合せ 税務課町税担当 TEL 72-1116

2021年版（令和3年版）茨城県民手帳 販売中！

茨城県の統計データや相談窓口一覧など情報満載です。袋田の滝観瀑施設など県内5施設の入場料割引パスポート付きです。ぜひお買い求めください。

●販売期間 令和3年2月末まで

●販売場所 県内の書店やホームセンター、コンビニエンスストアで購入できます（一部取扱いのない店舗がありますので、あらかじめ御了承ください。）。

※詳しい販売店舗は、茨城県統計協会ホームページを御覧ください。

●料 金 限定標準判 660円（税込）※西ノ内和紙表紙

標準判 500円（税込）

デスク判 990円（税込）

●そ の 他 郵送でも販売しています。茨城県統計協会までお問い合わせください。

※郵送の場合、送料及び振込手数料を御負担ください。

問合せ 茨城県統計協会（茨城県統計課） TEL 029-301-2637

税務署からのお知らせ

●来年の確定申告は、自宅等からパソコン・スマホで！

太田税務署では、申告する方の新型コロナウイルス等の感染リスクを避けるために、自宅等からの申告手続を推進しています。パソコン・スマートフォンを利用して申告書を作成し、e-Tax※で申告書の提出をお願いします。

※e-Taxとは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。

自宅等での申告手続（e-Taxを利用した確定申告）は、国税庁のホームページから申告書の作成～送信を行うことで完了します。

なお、e-Taxを利用するためには次のものがが必要です。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は①マイナンバーカード、のほかに②「パソコン及びICカードリーダー」又は「マイナンバーカード対応のスマートフォン」が必要です。
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は①パソコン又はスマートフォン、のほかに②「ID・パスワード」が必要です。ID・パスワードは税務署で「ID・パスワード方式の届出」をすることで発行されます。

●「ID・パスワード方式の届出」の出張発行会

「ID・パスワード方式の届出」は、税務署での手続になりますが、今回、大子町でも会場を設定して受付を行います。この機会にぜひ御利用ください。

▽日 時 12月8日（火）10：00～12：00、13：00～17：00

▽場 所 文化福社会館「まいん」（観光交流ホール）

▽持ち物 ・本人確認書類（運転免許証など） ※代理人による手続はできません。

・16桁の利用者識別番号を既にお持ちの方は、番号がわかるもの（税務署からの「お知らせはがき」など）

▽その他 届出に係る手続の時間は5分程度です（待ち時間を除く。）。

※来場時はマスク着用、手指の消毒及び検温に御協力ください。

問合せ 太田税務署個人課税第一部門 Tel 0294-72-2172

不妊に関する市民公開講座

不妊の原因や不妊治療に関する理解を深めるため、茨城県と茨城県産婦人科医会が共催で、不妊に悩む夫婦やその家族、一般の方を対象とした不妊に関する市民公開講座を開催します。

●日 時 12月20日（日）13：00～15：00

●開催方法 Webにより当日誰でも視聴可

※ポスターやちらしのQRコードを読み取るか、茨城県不妊専門相談センターのホームページにアクセスしてください。

視聴ページアドレス

https://live3.3esys.jp/streaming/fuji_201220/



●講演内容

13：00～13：45 「出生前遺伝学的検査のあり方について」

昭和大学産婦人科主任教授 関澤 明彦 先生

13：45～14：30 「着床前診断、最新の遺伝子解析（COVID-19からヒトの解析まで）」

ゲノムクリニック代表 千葉大学学術研究イノベーション推進機構 URA 曾根原 弘樹 先生

14：30～14：50 「当事者から見た不妊治療の現状と課題」

NPO法人Fine 永池 明日香 先生

●主 催 茨城県、茨城県産婦人科医会

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

無料法律相談会

消費生活センターでは、毎月1回、法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく、相続、離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

- 相談員 山口 康夫 氏（前国士舘大学法学部教授）
- 日時 12月15日（火）10：00～15：00（12：00～13：00を除く。）
※相談は1件当たり1時間程度です。 ※日時は変更になる場合があります。
- 場所 役場会議室 ※個別に御案内します。
- 定員 4人（要予約・先着順）
- その他 既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用は御遠慮ください。
- 申込み 12月8日（火）から12月14日（月）まで（9：00～16：00（12：00～13：00を除く。））に消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 消費生活センター Tel 72-1124

特設人権相談

12月4日から10日までの人権週間にちなみ、特設人権相談を開設します。

相談の際には、マスクを着用の上、会場入口等に設置してあるアルコール消毒液による手指消毒と検温、相談時間の短縮に御協力をお願いします。

なお、体調が悪い場合は来訪せず、みんなの人権110番の電話相談（Tel 0570-003-110）を御利用ください。

- 日時 12月4日（金）10：00～12：00
- 場所 大子町役場 本庁舎2階 庁議室
- 内容
 - ・不確かな情報や、誤った情報に基づく不当な差別やいじめ、誹謗中傷などの人権侵犯
 - ・子ども（いじめや体罰等）、女性（DV・セクハラ等）、高齢者、障がい者に対する人権問題
 - ・婚姻、離婚、親権等戸籍に関する問題
 - ・夫婦や家庭内の問題、近隣トラブル 等
- 相談員 人権擁護委員
- 電話相談窓口
 - ・みんなの人権110番 Tel 0570-003-110（平日8：30～17：15）
 - ・茨城県人権啓発推進センター Tel 029-301-3136（平日9：00～17：00）

問合せ 総務課秘書職員担当 Tel 72-1113

12月4日から10日までは人権週間

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日が「人権デー（Human Rights Day）」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行います。

人権週間に当たり、人権は自分と同じように他の人にもあることの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

また、12月4日（金）に大子町役場において、特設人権相談所を開設しますので御利用ください。

問合せ 総務課秘書職員担当 Tel 72-1113

中小企業・小規模事業者のための「特別相談会」

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業として、大子町と茨城県よろず支援拠点が連携した合同の「特別相談会」を開催します。相談費用は無料ですのでお気軽に御相談ください。

- 相談員 茨城県よろず支援拠点コーディネーター（経営士）
- 日時 12月22日（火）13：00～17：00
- 場所 役場会議室 ※個別に御案内します。
- 定員 4社（要予約・先着順）
- 内容 持続化給付金、家賃支援給付金、持続化補助金、雇用調整助成金、経営相談全般（売上拡大、経営改善、資金繰り等）
※クラウドファンディングやプレスリリース等の相談も受けています。
- 申込み 12月7日（月）から12月18日（金）までに観光商工課へ電話でお申し込みください。
- その他 当日は、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症の対策に御協力ください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

いばらきマリッジサポーター結婚相談会

結婚を希望する方のあらゆる御相談に婚活アドバイザーがお答えします。親御さんだけの参加でも大丈夫です。相談費用や登録料はかかりませんので、お気軽に御参加ください。

- 日時 12月13日（日）10：00～15：00
- 場所 文化福祉会館「まいん」
- 内容 身上書の作成支援、各市町に登録されている方のプロフィール検索、婚活に向けたアドバイス
- 予約方法 ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④開催日 ⑤希望時間帯「10時～・11時～・12時～・13時～・14時～」を記載し、次のメールアドレスに送信してください。ibarakimarisapokenpokul@gmail.com
受付完了次第、メールアドレスに返信します。
※予約がない場合は、相談を受けることができませんので御注意ください。

問合せ マリッジサポーター県北地域活動協議会（小室）
TEL 080-1199-9559（12：00～14：00）

注意！あなたの土地が狙われています！

「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋めてあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

※不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄110番（0120-^{いつもみんなでむらなく}536^{みはれ}-380）へ

受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。受付時間外は最寄りの警察署まで。

問合せ 茨城県廃棄物対策課 TEL 029-301-3033

平成31年度地籍調査地区の成果の閲覧

平成31年度に地籍調査を実施した大字外大野I地区（大字外大野の一部）について、新しい地図「地籍図」と簿冊「地籍簿」を作成しましたので、次のとおり一般の閲覧に供します。

- 閲覧期間 12月1日（火）から12月20日（日）まで（土・日曜日を除く。）
ただし、12月13日（日）・12月20日（日）は閲覧を実施します。
- 受付時間 9：00～12：00、13：00～16：30
- 閲覧場所 大子町役場農林課内（大子町大字池田2669番地 中央公民館敷地内の仮設庁舎）
- 平成31年度地籍調査地区（閲覧対象となる字名）
大字外大野字馬場、板橋、向久保田、五升蒔、二股作、竹ノ内、滝ノ上、根添、中山、菅ノ沢、下河原

問合せ 農林課林政担当 Tel 76-8110

林業退職金共済制度（林退共）

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のための国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従業者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

- ・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必用経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

●事業主の皆さんへ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ・共済手帳を所持している侍従者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

詳しくは、最寄りの支部又は本部へお問い合わせください。

ホームページでも御案内しています（<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>）。

問合せ 林業退職金共済事業本部 Tel 03-6731-2889

みんなで作ろう！たこ作り教室

来年のお正月は、自分で作ったオリジナルの「たこ」を揚げてみませんか？

たこ作りの名人が親切・丁寧に、作り方や揚げ方を教えてくれます。ぜひ御参加ください。

- 日時 12月19日（土）9：00～12：00
- 場所 中央公民館 講堂
- 参加者 大子町民（年齢は問いません。）
- 申込み 12月11日（金）までに大子町青少年育成町民会議大子地区会議事務局へ電話でお申し込みください。
- 募集人数 30人
- 参加費 1人200円（作成する方のみ） ※当日徴収します。

問合せ 大子町青少年育成町民会議大子地区会議事務局 Tel 72-1148
教育委員会事務局生涯学習担当 Tel 72-1148